

農地情報公開システムについて (自治体情報担当課等向け資料)

平成 2 8 年 1 1 月

一般社団法人
全国農業会議所

目次

1. 農地情報公開システムの目的
2. 農地情報公開システムの構成
3. 農地情報公開システム整備事業の経過と予定
4. オンライン結合による個人情報の外部提供について
5. 農地情報公開システムの責任分界について
6. 農地情報公開システムの法的根拠
7. 情報セキュリティ対策
8. 個人情報の取り扱い

(参考) 農水省資料抜粋

1. 農地情報公開システムの目的

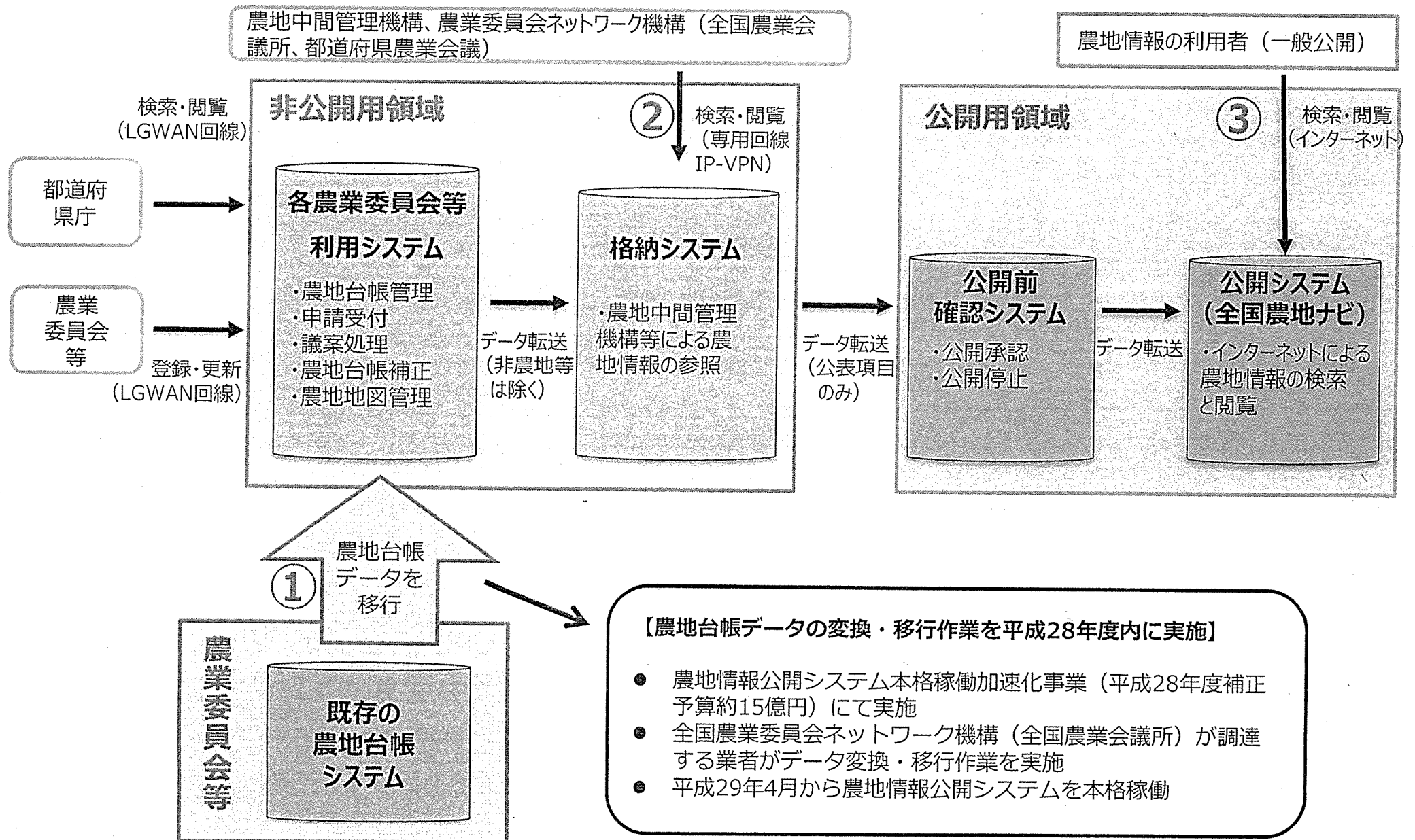
「農地情報公開システム整備事業」

- ・平成25年度の補正予算で措置された農水省の公募事業
- ・全国農業会議所が本事業に応募・受託し、平成26年2月に基金を造成してスタート

本事業が目指すべきシステム開発は、以下のことを目的としている。

- ① 市町村農業委員会等の農地台帳システムの全国一元化
→ ・農業委員会事務の標準化
・システム改修コストの低減
・情報流出の発生リスク低減
- ② 農地法・農業委員会法に定められる都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構などの行政および関係機関などに農地情報を提供できるようにすること
→ ・行政機関による統計、集計業務を省力化
・農地中間管理機構事務の効率化・高度化
- ③ 農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般国民に公開すること
→ ・担い手への農地利用集積の推進
・新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進や遊休農地の解消と発生防止に資する

2. 農地情報公開システムの構成



3. 農地情報公開システム整備事業の経過と予定

年次	事業内容	情報・法改正等
平成26年 1～2月	農水省が平成25年度補正予算事業として「農地情報公開システム整備事業（基金事業）」を措置し、実施主体を公募。公募の結果、全国農業会議所に決定。基金約69億円を造成	
3月		農水省・総務省より固定資産課税台帳における農地の取り扱いに関する通知発出（25経営第3968号経営局農地政策課長通知、総税固第23号総務省自治税務局固定資産税課長通知） 農水省より農地に関する情報における個人情報保護条例の取り扱いに関する通知発出（25経営第3979号経営局農地政策課長通知）
4月		改正農地法施行（農地台帳の法定化、公表義務） ※公表義務化は平成27年4月からとする経過措置有り
8～9月	全国農業会議所が農地情報公開システム・フェーズ1（第1工程、農地情報のインターネット公表機能）の設計・開発、保守・運用業者を公募。公募の結果、農地情報公開システム推進共同事業体（代表：ソフトバンク・テクノロジー株式会社）に決定	
平成27年 1～3月	フェーズ1対象（市街化区域外の農地＝公表対象の農地がある農業委員会）の農業委員会および市町村から農地台帳データ（公開情報のみ）、農地地図データ（一部公図）を収集	
4月	フェーズ1システム＝全国農地ナビが稼働開始	
6月		政府が規制改革実施計画で「現況に基づく最新の農地情報（中略）をより速やかに反映できるシステムの構築」を平成28年度措置として位置づけ
7～8月	全国農業会議所が農地情報公開システム・フェーズ2（第2工程、農地台帳・農地地図管理機能）の設計・開発、保守・運用業者を公募。公募の結果、農地情報公開システム・フェーズ2推進共同事業体（代表：ソフトバンク・テクノロジー株式会社）に決定	
11月	農地情報公開システム・フェーズ2の概要に関する会議所公文書発出（27会議所発第744号「農地情報公開システム・フェーズ2（平成28年度運用開始予定）への移行のご協力をお願いについて」）	
12月	全国農地ナビにおける「調査中」を解消するため、農業委員会および市町村から農地台帳データを再収集、ナビに反映	

3. 農地情報公開システム整備事業の経過と予定

年次	事業内容	情報・法改正等
平成28年 2月	農地情報公開システム・フェーズ2の概要に関する公文書改訂（27会議所発第1048号「農地情報公開システム・フェーズ2の機能仕様等について」、27会議所発第1049号「農地情報公開システム・フェーズ2の利用に向けた手引き等の送付について」）	
3月	北海道の一部農業委員会でフェーズ2システムヘデータ先行移行	
4月	フェーズ2システム稼働開始	改正農業委員会法施行（農業委員会ネットワーク機構創設）
5月～	北海道の56農業委員会、岐阜のモデル3農業委員会にてフェーズ2システムヘデータ先行移行開始	
8月～	各農業委員会等利用システムのeラーニング配信開始	
9～10月	全国農業会議所が農地情報公開システム本格稼働加速化事業に関するデータ変換・移行作業の業者を公募。公募の結果、農地情報公開システム・本格稼働加速化推進共同事業体（代表：ソフトバンク・テクノロジー株式会社）に決定	平成28年度第二次補正予算が臨時国会にて成立 全国の農業委員会等のデータ移行を実施するための「農地情報公開システム本格稼働加速化事業」（15億円、事業実施主体：全国農業会議所）が盛り込まれる
11月中旬	都道府県農業会議職員を対象に緊急会議	
11月中旬以降	農業委員会等におけるデータ変換・移行作業の着手	
平成29年 3月中	農業委員会等におけるデータ変換・移行作業の完了	
平成29年 4月以降	農地情報公開システムの完全稼働開始	

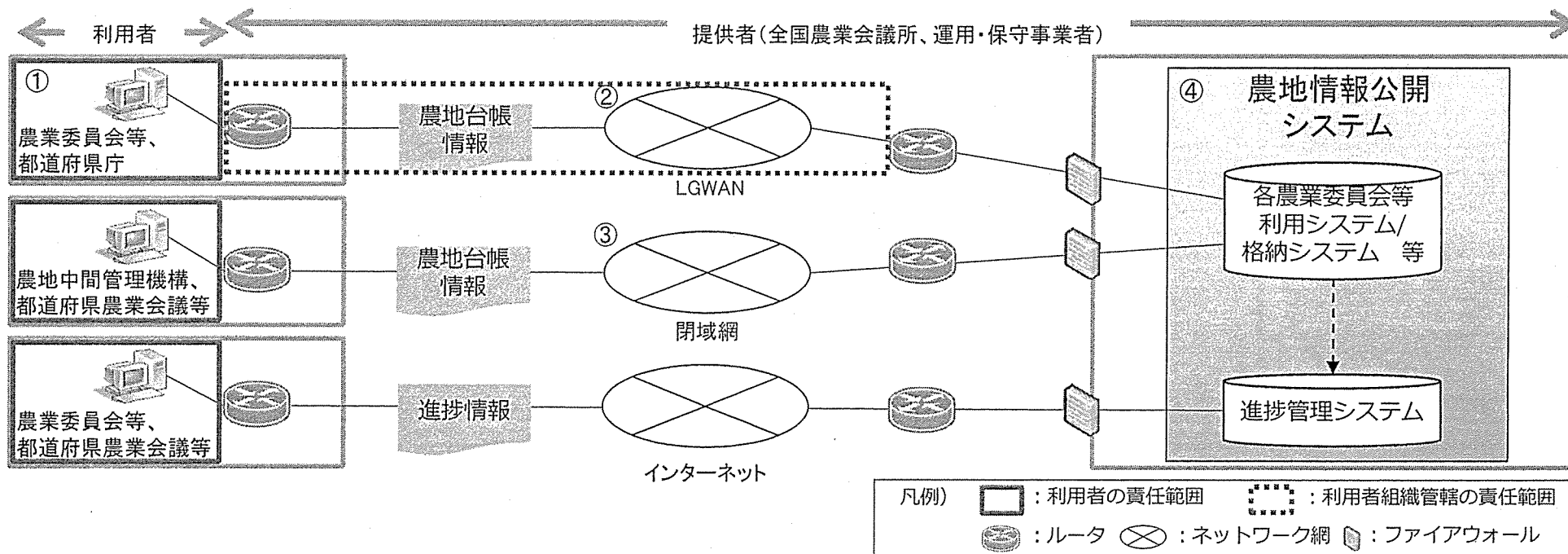
4. オンライン結合による個人情報の外部提供について

個人情報保護条例において、本システムによる個人情報の外部提供が「電子計算機の結合（オンライン結合）」に該当し個人情報保護審査会等の了承が必要とされた場合の、個人情報保護審査会等に向けた説明資料の例

提供先	全国農業会議所、都道府県農業会議、都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構
提供先における利用目的	農地集積・集約化を進めるため、各農業委員会等が整備している農地台帳をオンライン結合することにより、農地情報を一元管理・共有する。また、個人情報を含まない農地情報をインターネット上に公表することで、耕作希望者が農地を探しやすくなり、農業上の有効利用を図る。
提供する個人情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯員構成、農地情報全般（農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等）など。 インターネットによる公表では、個人情報を含まない農地情報（農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の種類など）のみ提供する。
提供が必要な理由	【法令根拠】 「6.農地情報公開システムの法的根拠」参照 【公益性】 ・現在、各農業委員会等ごとに農地台帳システムを導入し関係費用を国庫補助しているが、システムの一元化により、システム改修等の運用管理コストを低減させることで国費を節減する。 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠したクラウド環境下に農地台帳を整備することにより、住民情報の流出を防止する。 ・法令に定める、行政・関係機関への農地情報の提供をオンラインで自動化することにより、関係職員の事務の効率化・高度化を図り農地行政の推進を行う。 ・住民サービスの視点としては、時間帯、場所を選ばずインターネット環境があれば様々な農地を条件ごとに全国規模で検索することができる。オンラインでなければ、随時最新の農地情報を提供することはできない。
セキュリティ等の状況	「7.情報セキュリティ対策」、「8.個人情報の取り扱い」参照
事故発生時の責任分界	「5.農地情報公開システムの責任分界」参照

5. 農地情報公開システムの責任分界について

- セキュリティ事故が発生した際の責任分界点に関する整理
赤枠内が起因となるセキュリティ事故のみが利用者の責任になります



分類	発生箇所	図との対応	セキュリティ事故例
利用者の責任となるセキュリティ事故	利用者拠点	①	- 端末におけるウイルス対策、ソフトウェアバージョンアップ対応漏れ等のセキュリティ対策の不備による農地情報公開システムからダウンロードした農地台帳情報等の情報漏洩 - 農地情報公開システムのログイン情報を推測され、農地情報公開システムを不正利用されることによる農地情報公開システムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩
	ネットワーク	②	LGWANにおいて第三者から農地台帳情報等を盗聴されることによる情報漏洩
利用者の責任とならないセキュリティ事故	ネットワーク	③	閉域網において第三者から農地台帳情報等を盗聴されることによる情報漏洩
	システム	④	- 農地情報公開システム及び農地情報公開システムを構築しているクラウド環境に対する第三者からの攻撃等による農地情報公開システムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩 - 農地情報公開システムの運用・保守事業者のオペレーション不備による農地情報公開システムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩

※利用者側で用意する端末、ネットワーク機器等が起因となる障害等による農地情報公開システムの利用不可もセキュリティ事故と同様の考え方とする。

6. 農地情報公開システムの法的根拠

① 市町村農業委員会等の農地台帳システムの全国一元化

全国農業会議所、都道府県農業会議（ネットワーク機構）

改正農業委員会法第51条（農地に関する情報の利用等）

第五十一条 農業委員会（第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。）は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

② 農地法に定められる都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構などの行政および関係機関などに農地情報を提供できるようにすること

都道府県庁

農地法第51条の2（農地に関する情報の利用等）

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の為に内部で利用し、又は相互に提供することができる。

都道府県庁・農地中間管理機構

改正農業委員会法第52条

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

6. 農地情報公開システムの法的根拠

③ 農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般国民に公開すること

農業委員会等

農地法第52条の2（農地台帳の作成）

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

農地法第52条の3（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

6. 農地情報公開システムの法的根拠

農業委員会等

農地法施行規則第102条（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二條の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

農地法施行規則第103条（農地台帳に記録された事項の提供）

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

農地法施行規則第104条（公表することが適当でない事項等）

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 市街化区域内にある農地全ての事項

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

「農地法の運用について」の制定について 第6の2項

2 第五十二条の三の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

（一）本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第百四条第一項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。

7. 情報セキュリティ対策（方針）

利用者が簡単かつ安全・安心してシステムをご利用していただけるような情報セキュリティ対策を講じます。

- ✓ 情報セキュリティ対策は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）（平成26年5月19日付 情報セキュリティ政策会議決定）」に準拠します。
- ✓ 個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に準拠します。
なお、各市町村の個人情報保護条例では、本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的です。本システムの利用・運用に係る法令である「農地法の運用について」の制定について 第6の2項でも農業委員会が行う公表を「各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならない」としておりますので、ご注意ください。

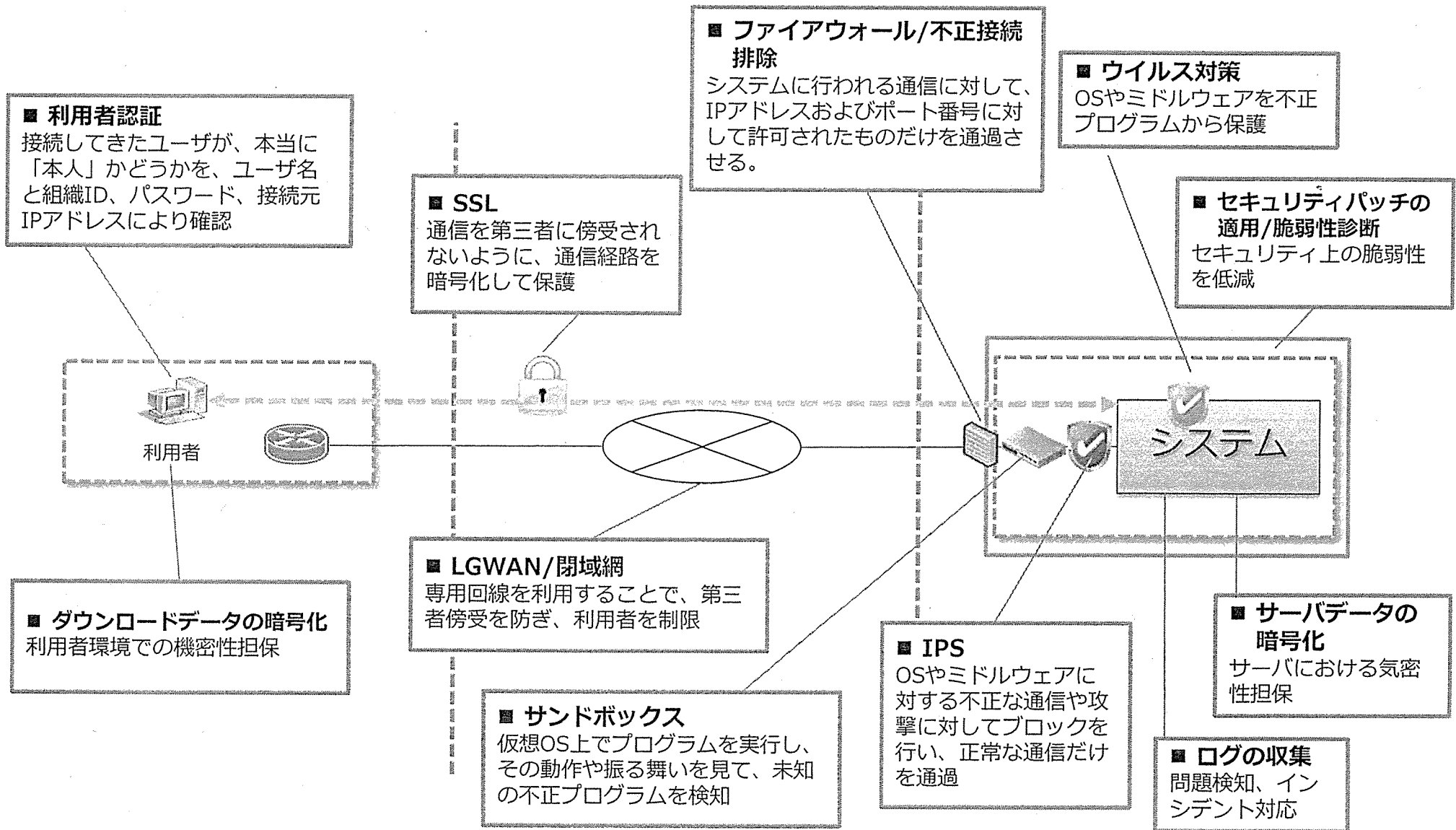
7. 情報セキュリティ対策（概要）

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）（平成26年5月19日付 情報セキュリティ政策会議決定）」の第6部 情報システムのセキュリティ要件および第7部 情報システムの構成要素を元に情報セキュリティ対策を施しています。

セキュリティ対策	役割
ファイアウォール	システムに行われる通信に対して、IPアドレスおよびポート番号に対して許可されたものだけを通 過させる。
IPS	OSやミドルウェアに対する不正な通信や攻撃に対してブロックを行い、正常な通信だけを通過させ る。
ウイルス対策	OSやミドルウェアを不正プログラムから保護する。
不正接続排除	各システムやネットワーク境界において、許可されたIPアドレスからのみ接続を受け付ける。
LGWAN/閉域網	専用回線を利用することで、第三者傍受を防ぎ、利用者を制限する。（既存の物理セキュリティと の組み合わせ）
ユーザ認証	接続してきたユーザが、本当に「本人」かどうかを、組織IDとユーザごとのログインID、パスワー ド及び接続元IPアドレスにより確認する。
SSL	通信を第三者に傍受されないように、通信経路を暗号化して保護する。
セキュリティパッチの 適用	セキュリティパッチを速やかに適用し、セキュリティ上の大きな原因となる脆弱性を低減する。
脆弱性診断	現状の情報セキュリティ対策の状況やレベルを可視化するため、年1回実施する。
ダウンロードデータの 暗号化	利用者の端末において農地情報公開システムからダウンロードしてきたデータの機密性を担保する。
ログの収集	システムの正常動作や正しい操作の確認だけでなく、セキュリティ上の問題を検知、及びインシデ ント時の対応を行うため、ログを収集し管理する。
サンドボックス	仮想OS上でプログラムを実行し、その動作や振る舞いを見て、未知の不正プログラムを検知する。
サーバデータの暗号化	農地情報公開システムのサーバ（データベース）においてデータの暗号化を行いデータの機密性を 担保する。

7. 情報セキュリティ対策（実装位置）

各情報セキュリティ対策は以下のように実装します。



8. 個人情報の取り扱い

業務の特性上「各農業委員会等利用システム」、「格納システム」、「農地中間管理機構利用システム」、「住基・固定突合アプリ」で個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。）を取り扱います。これらの個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成十五年五月三十日法律第五十八号）に従い、厳重に利用及び管理を行います。

ライフサイクル	対策
収集	● 通信経路の暗号化：個人情報入力時の通信はSSLによる暗号化を行い、第三者から個人情報を傍受されないようにする。
保存	● 個人情報の暗号化：個人情報に該当する項目は必ず暗号化した状態で保存し、万が一流出した場合においても復号キーを知らない限り解読できない。 ● 最低限の個人情報の保存：アプリケーションログ等には個人情報を一切記録しない。
利用	● 閲覧可能ユーザの限定：システム利用者を限定的にすることで、情報漏えいのリスクを軽減する。（LGWANおよび専用閉域網のみ接続可能） ● 利用記録の取得：個人情報利用時には、ログに記録し、「いつ、誰が」情報を何件取扱いしたか確認できるようにする。 ● 通信経路の暗号化：個人情報利用時の通信はSSLによる暗号化を行い、第三者から個人情報を傍受されないようにする。
削除	● 操作ミスに対する対応：誤って削除されないような仕組み（確認画面に遷移する等）を準備する。 ● 削除記録の取得：個人情報削除時には、ログに記録し、「いつ、誰が」情報を何件削除したか確認できるようにする。

【参考】農水省資料抜粋

農地情報公開システムの概要

- 農地中間管理機構による農地集積・集約を進めるため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステムとして整備。
- インターネット公表部分(全国農地ナビ)を先行開発し平成27年4月より農地情報の公開を開始。
27年度にお気に入り機能の追加や検索速度の向上など全国農地ナビの機能向上を図り、28年4月から提供を開始するとともに、農業委員会及び農地中間管理機構の事務システムの整備を完了。28年度に各農業委員会が保有する農地情報を本クラウドシステムに移行することにより、国民への利便性の向上、運用管理コストの低減、情報消失等への防災対策の確立を図る。
- ・国民への利便性の向上：農地情報の逐次更新が可能となり、常に最新の農地情報を国民に提供
- ・運用管理コストの低減：各農業委員会が個々に運用・管理していたシステムを大幅に機能拡充を図りつつ、クラウド化による運用管理コストの低減効果を発揮
- ・情報消失等の防災対策：クラウド上の農地情報を複写し2カ所で格納（東日本、西日本）し更に各3重のレプリカ(複写)構造（合計6重）とすることにより、大震災等による情報消失を防止

＜農地情報公開システムのイメージ図＞

